

## 第1章 第2次防府市図書館サービス振興基本計画の策定にあたって

### 1 計画の趣旨

図書館は、すべての市民の学びの場として開かれた施設であり、読書・調査研究・学習活動などに対して、資料を幅広く収集、整理、保存、提供することのできる社会教育施設です。

平成28年3月に図書館サービスのあり方の原点として「第1次防府市図書館サービス振興基本計画」を策定し、これに沿って様々な取組を行ってきました。

その間、社会情勢の変化に伴い、市民一人ひとりのニーズが多様化してきており、図書館に求められる役割は増えています。新型コロナウイルス感染症などにより、私たちの日常生活が大きく変化していく中でも、公共図書館はその使命を果たして、サービスを提供していかねばなりません。

今後も継続して、図書館サービスの体制を維持・強化し、更なる充実を図るために、第1次計画の各施策の取組を検証して、地域の情報拠点として市民のニーズに応える図書館サービスを提供すべく「第2次防府市図書館サービス振興基本計画」を策定することとしました。

### 2 計画の理念

日本国憲法は、民主主義国家の必須条件である基本的人権の保障を掲げ、前文及び各条文により、全ての国民に、思想及び良心の自由、表現の自由、学問の自由等を保障しています。基本的人権を保障する日本国憲法の基本精神が、図書館利用の権利・読書の自由・知的自由・学ぶ権利等を保障しているのです。

「図書館の自由に関する宣言」(注1)は、日本国憲法に則り、その主文の中で、「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。」「第1 図書館は資料収集の自由を有する」「第2 図書館は資料提供の自由を有する」「第3 図書館は利用者の秘密を守る」「第4 図書館はすべての検閲に反対する」「図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る」と掲げ、各文においてそれぞれの具体的な事項を示しています。

国立国会図書館の設立理念とも言うべき「真理がわれらを自由にする」という言葉にも相通ずる「図書館の自由に関する宣言」の主文は、市民の知の宝庫たる公共財を目指す公立図書館の拠り所となるものです。

---

(注1) **図書館の自由に関する宣言**：図書館が国民の知る自由を守るために、資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密の保護、検閲の反対について定めた宣言。1954年の全国図書館大会で採択され、1979年日本図書館協会総会において改訂案が採択された。

当館では、普通の「真理」と「図書館の自由」の精神を踏まえ、平成18年9月に「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」を制定しました。この中に掲げた図書館サービスに係る七つの主文と18の事柄を第2次計画でも引き続き計画の基本理念として、本計画を策定することとしました。

### 3 計画の位置付け

「第2次防府市図書館サービス振興基本計画」は、「目指す図書館像」の理念が、図書館の現場でどのように具現化しているかを検証し、それを踏まえたうえで更なるサービス向上のための施策を示そうとするものです。

「私たちの目指す図書館像 ―防府図書館の任務と目標―」は、現在地に当館が移転して以来、常にサービスの基本と位置付け、掲げ続けてきた理念であり、今後もその精神が変わることはありません。この基本理念の一つ一つを改めてサービス計画という形で具体化し、サービスの向上を図ることとしました。

本計画は、日本国憲法や図書館法の精神を基本とし、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「図書館の自由に関する宣言」、「図書館員の倫理綱領」などに則り、また《図書館の充実》を謳った「第5次防府市総合計画」（令和3年度～7年度）や、「第2次防府市教育振興基本計画」（令和3年度～7年度）、「第2次防府市生涯学習推進計画」（平成24年度～33年度）、児童への諸々のサービスを示した「第2期防府市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）、「第3次防府市子ども読書活動推進計画」（令和2年度～6年度）など、市の諸計画を踏まえ、本市の図書館サービスを一層推進、拡充することを目指すものです。

多くの市民が日頃から図書館サービスに親しむことにより、豊かな知識と教養を育み、優れた思考力や判断力を養うことのできる生涯学習環境の整備、充実を施策に掲げます。

市民のための図書館サービスに関する取組を、行政と利用者が協働して実践し、本市の教育・文化の振興に寄与するために、本計画を策定するものです。

### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。

### 5 計画の対象

すべての図書館利用者